

仕 様 書

案件名称	令和８年度入学小中一貫校児童生徒募集広告用チラシほか1点印刷	
品 名	1 令和８年度入学小中一貫校児童生徒募集広告用チラシ 2 令和８年度入学小中一貫校児童生徒募集広告用ポスター	
納入期限	令和7年7月1日	
数 量	別紙１・２のとおり	
規 格	用 紙	別紙１・２のとおり
	仕上がり規格	
	印刷方法	
	印刷色	
	加工の種類	
原 稿	入 稿 日	契約後、最初の打ち合わせ時に入稿
	種類	ワードデータ・JPEG データ
校 正	回 数	簡易校正 2回
	提出先等	事業担当のとおり
納品場所	事業担当のとおり	
納品単位	別紙1・2のとおり	
仕様書の質問について	・応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。 ・契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。	
契 約	契約金額は、写真植字・版下作成など印刷に関する経費や納品に関する経費等、一切を含めること。	
そ の 他	別紙1・2のとおり	

備 考	・ 契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。 ・ 「大阪市グリーン調達方針」(https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html)別表の(1)紙類及び(21-2)印刷の【判断基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。ただし【判断の基準】〈共通項目〉において(1)の紙に関する部分は適用しないものとする。 ・ 契約締結後、速やかに別添1「資材確認票」を事業担当へ提出し、承認を受けること。 ・ 納品時に別添2「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」、別添1「資材確認票」をサンプル紙、出荷確認表とともに事業担当へ提出すること。 ・ 契約締結後、速やかに事業担当と印刷日程等の詳細について協議すること。 ・ 配送先の部数に変動がある場合、配送先を追加・変更する場合は、前月 20 日までに通知する。 ・ 納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。 ・ 本市が提供した原稿、写真、イラスト等は使用後速やかに返却すること。 ・ 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。 ・ 本印刷物は、区内全域に周知するものであり、本仕様書のとおり厳重に履行すること。 ・ 成果物に係る使用权及び著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう)は、本市に帰属するものとする。 ・ 車高 2.1m を超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入出日時・搬入出先・搬入出に使用する車両の「種類」「色」「車両番号」「車高」を実行日の3日前(土日祝日を除く)までに事業担当あて報告すること。ただし、車高が 2.8m を超える車両での搬入等については、地下駐車場を利用できない。
事業担当	大阪市教育委員会事務局総務部学事課 住所:大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所3階 TEL:06-6208-9114

別紙 1

令和 8 年度入学小中一貫校児童生徒募集広告用チラシ

数 量	17,000 枚	
規 格	用 紙	コート紙 110 kg (可能な限り古紙パルプ配合率の高い用紙を使用すること)
	仕上がり規格	A4 (たて)
	印刷方法	オフセット印刷
	印刷色	両面印刷 (フルカラー)
	加工の種類	
納品単位	50 部単位で向きをそろえて 500 部ごと梱包 ※汚れ・損傷をきたさないよう、また雨天時は雨がかからないよう養生すること。	
そ の 他	・表面は、基本「令和8年度入学小中一貫校児童生徒募集広告用ポスター」デザインの縮小とする。(追加文言の場合あり。その際は文字のワードデータを渡す。) ・裏面はワードデータ渡し。	

令和 8 年度入学小中一貫校児童生徒募集広告用ポスター

数 量	1,300 枚	
規 格	用 紙	コート紙 135 kg (可能な限り古紙パルプ配合率の高い用紙を使用すること)
	仕上がり規格	B2(たて)
	印刷方法	オフセット印刷
	印刷色	片面印刷(フルカラー)
	加工の種類	4 つ折り
納品単位	特に問わない。 ※汚れ・損傷をきたさないよう、また雨天時は雨がかからないよう養生すること。	
その他	文字データ、写真等を使用し、加工・イラスト作成及びレイアウトを含むデザイン作成を行うこと。	

資材確認票の様式

御中	作成年月日： 年 月 日
件名： _____	
資 材 確 認 票	
(会社名) _____	

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
用紙	本文						
	表紙						
	見返し						
	カバー						
インキ類							
加工	製本加工						
	表面加工						
	その他加工	—	—				
その他							

◎資材の使用部位と分別・廃棄方法

資材の使用部位（A ランクを除く）	分別・廃棄方法
例）表紙のみ B ランクの資材を使用	例）表紙と本体を分別することにより、表紙を板紙、本体を印刷用の紙へのリサイクル可能
例）冊子全体に C ランクの加工を実施	例）冊子全体がリサイクルに適さない

※A ランクの資材：印刷用の紙にリサイクルできます。

B ランクの資材：板紙にリサイクルできます。

C、D ランクの資材：リサイクルに適さない資材です。

注 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注 2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注 3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

作成年月日： 年 月 日		
御中		
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト （会社名） _____		
工程	実 現	基 準（要求内容）
製版	はい／いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版	はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印 刷	オフ セ ット	はい／いいえ
	オフ セ ット	はい／いいえ
	オフ セ ット	はい／いいえ
	デ ジ タル	はい／いいえ
	デ ジ タル	はい／いいえ
表 面 加 工	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
表 面 加 工	はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製 本 加 工	はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
製 本 加 工	はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること